○北陸地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

北陸地方整備局長　髙松　論

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年北陸地方整備局告示第七十一号能美都市計画道路事業三・五・十九号高堂泉台線

三　事業施行期間　自平成三十年八月二十一日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
熊本市中央区薬園町二九番一から同市中央区妙体寺町八番四まで	前	二三・五〇～三六・六〇メートル　〇・〇四六キロメートル
	後	二三・五〇～四九・一〇メートル　〇・〇四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	熊本市中央区薬園町二九番一から同市中央区妙体寺町八番四まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十三日

○北海道開発局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　余市都市計画道路事業三・四・五号黒川線及び三・三・二号大川橋線

三　事業施行期間　自令和五年三月二十三日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和五年北海道開発局告示第二十一号の事業地のうち黒川町十七丁目、黒川町十四丁目、大川町十二丁目及び大川町十丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

会議

三月十九日（木曜日）　午後零時十分　本会議

参議院

質問主意書転送

三月十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

参議院本会議における質疑に対する高市内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一三号）

国民保護法における国及び地方公共団体の役割分担等の在り方に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第一四号）

奨学金返済減税の導入に否定的な高市内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一五号）

外国人留学生の在籍管理に係る改善指導対象校への私立大学等経常費補助金の交付再開に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一六号）

人事異動

法務省

難民審査参与員に任命する（三月十四日）

岩田　嘉彦

検事

中曽根佳依

東京地方検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁検事の併任を解除する（三月十五日）

井上　正仁

検察官適格審査会委員に任命する

佐伯　仁志

法制審議会委員を免ずる（以上三月十六日）

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

防衛省は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第24条第1項において準用する法第6条第1項の規定により、令和8年度において人事交流を希望する民間企業を次のとおり公募します。

令和8年3月23日　防衛大臣　小泉進次郎

1　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫及び相互会社

2　応募手続

(1)　交流派遣（防衛省から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する防衛省の職員の年齢及び必要な経験

②　交流派遣を希望する防衛省の職員の当該民間企業における地位及び業務内容

③　労働契約の期間

④　交流派遣による受入れを希望する防衛省の職員の当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

(2)　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から防衛省に採用（ただし、自衛官としての交流採用は行わない。））をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴

②　交流採用を希望する民間企業の従業員の防衛省における希望職務内容

③　任用期間

④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3　応募に関する問い合わせ先及び書類提出先

防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒162―8801　東京都新宿区市谷本村町5―1

電話番号：03―3268―3111（代表）（内線23553）